

平成 17 年度第 3 回滋賀県環境こだわり農業審議会会議概要

日時:

平成 18 年 3 月 20 日(月曜日)
午後 2 時 ~ 午後 4 時 30 分

場所:

滋賀県大津合同庁舎 7 階 7 - B 会議室

出席者:

大川委員、川口委員、岸辺委員、須戸委員、高島委員、田中委員、富岡委員
成田委員、橋本委員、増田委員、間宮委員、山田委員、吉田委員

議題:

- (1) 環境こだわり農業実施協定の締結等について
- (2) 基本計画の進捗状況について
- (3) 環境こだわり農業にかかる制度の見直しについて
「農地・水・環境保全向上対策」について

議題(1) 環境こだわり農業実施協定の締結等について

富岡会長: それでは早速次第にしたがって議事に入らせていただきます。1 番目の議題、「環境こだわり農業の実施協定の締結等について」です。事務局の説明をお願いします。

事務局: 18 年 1 月申請の報告(資料 P 1)、17 年度の協定締結等の面積(資料 P 2) 実施協定の締結等について(資料 P 3)、環境こだわり農業における花きの取扱いについて(資料 P 4)、残留農薬検査結果(資料 P 5) および環境こだわり農産物を使用した加工食品のマーク表示一覧表(資料 P 6) について説明

富岡会長: ありがとうございます。それでは、盛りだくさんですので、区切ってご意見を伺いたいと思います。最初に 1 月の申請状況、締結面積、それから締結等について。最初 3 つのこの部分について、ご質問ご意見がございましたらお願いします。特に問題はなかったという、そういう報告でした。これはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。ないでしょうか。

富岡会長： はい。では次の部分に移ります。花きの扱いについてです。実施するのは19年度から。18年度にそれに向けて準備する。こういう説明でした。環境こだわり農産物の認証は今までは食用に限っていたわけですが、19年度からは花きも対象にするようにしようということですね。かなり大きな制度の変更になりますので。ご意見は。川口さん。はい、どうぞ。

川口委員：花きのことで。組み立て可能ということですけど、削減技術の組み立て可能なもので絞られているもので菊やバラがでていますが、近くでカーネーションとかたくさん栽培されていますが、花きの出荷量と言いますか、栽培面積ではどうなのですか。

富岡会長：事務局どうですか。

川口委員：カーネーションとかが入ってないのであれっと思ったわけです。近くにカーネーションとかたくさんありますが、それは技術の組み立てが難しくなるのですか。

事務局：県内ではバラ、菊、カーネーションといったものが、花の主流になるのですが、今のところ試験場で技術の組み立てが可能と判断されるのが、この小菊、施設菊、バラというあたりです。カーネーションについては難しいということがございます。ただもし今後制度が花も対象にするということで、農家の方からの新たな要望があるようなことございましたら、また検討していくということになるかと思います。

川口委員：わかりました。

富岡会長：今までから申請があればその都度審議したうえで追加していくという、こういうことです。ほかにございますか。花きを加えることについて反対という方いらっしゃいませんか。それではこの点につきましては、特に反対する意見が無いということにさせていただきます。あと2つです。残留農薬検査の結果と、それから加工食品マークの表示に関する件についてです。これらについてご質問等ありましたらどうぞ。須戸さん、どうぞ。

須戸委員：残留農薬の基準については、ポジティブリストの件もガラッと変わると思うのですが。県で何か来年以降の残留の面で考えておられるのかどうかお伺いします。

事務局：この5月から先生の方からご質問されていまして、農薬の残留基準の方でポジティブリストというふうに言われているものになります。これはどういうことかと言いますと、今までたくさん農薬があって、またたくさんの農産物の中で、残留基準が決まっているものもあれば、決まってないものもありました。決まってないものについては、今までですと残留基準が無いということで、規制がかからないというようなことがあったのですが、今後、今まで決まっていなかったものについては、一律0.01ppmという厳しい基準で、規制が

はまってくる形になりました。そういうことから、今までその作物で基準がなかったから大丈夫だったというようなものが、新たに基準ができるということです。もともとその基準値に無いような、もともとキャベツに使わないような農薬が、例えば白菜に使った農薬が、隣のキャベツで使っていないのにでてきたら、それも食品衛生法上だめです。飛散レベルで検出される可能性がある濃度というふうなものでございまして。そういうようなことから、環境こだわり農産物に限らず、農産物全体について、農業者に十分注意いただかないといけないことから、いろんな農協とか、あるいは農薬を販売されている方等を対象にしたポジティブリストの講習会とか、ずっと実施してきたところでございますし、この環境こだわり農業に取り組まれている農業者の方にも新たな研修会の資料に、またそういった資料も付けて指導に努めているところでございます。ということで、今のところまず農家の方に徹底して、そういった制度が変わりましたということを情報提供していくというレベルでございまして、環境こだわり農産物の方として、特にそれを受けて制度上どうのこうのというところはまだ十分な議論ができていません。ただ仮に食品衛生法上違反するような農産物が出た場合に、それを環境こだわり農産物として流通させるということは、これはできないことになります。そのような場合の対応については、具体的なマニュアルとかそのあたりの整備ができていないところがございます。

富岡会長： そうすると今回発表された農薬 0.04ppm。これは基準が無かったものなのか、もっと高い基準があったものなのか、どちらですか。

事務局： 実は基準が1ppmですので、これは仮に5月から移行したものであっても、食品衛生法の違反になる可能性というのはございません。

富岡会長： ほかにご質問、ご意見等は、山田さん。

山田委員： 農薬残留基準ですが、こだわり農産物のチェックをなさったわけですよね。このこだわり農産物に関しては、農薬の使用そのものが50パーセントカットすることになっています。けれども、チェックした農薬の残留の程度をみるときは、普通の一般のこだわり農産物でない農産物と同じレベルの食品衛生法の基準を適用されているわけで、こだわり農産物独自のもう少し少ない残留基準というのはつくられてないわけですよね。

事務局： この環境こだわり農産物の場合には、使用する農薬の数を減らすということで、たとえば10種類の農薬を使っていたものを5種類以下にするとかという要件になっております。実際に、その使うことになっている半分以下の5剤を使おうとしたときのその5剤の農薬につきましては、普通の栽培でも使われるのと同じように、その農薬のラベルに書かれてあるやり方で使用するという形になりますので、使用する濃度なり量については、農薬取締法で定められた量に基づいて散布することになります。ですから残留基準も同じ農薬を同じように散布しますので、同じ基準の中で整理していくことになります。

富岡会長： 今の件につきましては、この審議会からもう1つ別の審議会や懇話会か、どちらか忘れまして

が、こだわり農産物の残留農薬基準を議論して、後ほどこれは最終的にするのは、一般の農産物の残留基準と同じで行かざるを得ないだろう、その検査頻度を上げることによって、安心、安全を高めるということになるのではないかという、そんな議論をしたことがあったと思います。参考までに、こういう使ってないはずの農薬が検出されたとき、環境こだわり農産物としてはどう扱うのか、あるいはこの場合どういうふうに影響を与えるか、そのことについて報告をお願いします。

事務局： 今回のこのケースの場合には、食品衛生法なり、あるいは農薬取締法上問題も無いということですが。また農家の方に聞き取ったところ、生産記録に偽りがあったわけでもないということですが。食品衛生法上、あるいは農薬取締法、それからその認証制度の基準、ルール上、この3つの条件すべて問題ないということですが、そのまま出荷されております。残留農薬の扱いにつきましては、今言いましたように、食品衛生法とそれから農薬取締法とそれから元々のこの条例に定めたルールですね、ちゃんと使った農薬を記録に書いて、それが5割以下であること、その3つを満たしたものが環境こだわり農産物として出荷できるということで整理いたしております。

富岡会長： この場合は承認されていない農薬を使ったわけではないので「お咎めなし」と、こういうことだったということですね。

事務局： はい。

富岡会長： わかりました、ほかにご意見ありませんか。

間宮委員： たとえば環境こだわりの田んぼをやっていました。隣は環境こだわりとは違います。ヘリで農薬を撒きました。環境こだわりの方で違う農薬が検出されました。こっちはそういう農薬を使っていません。これは薬が重なって、たぶん飛散したのが原因だと思うのですが、このへんのところの生産者に対する教育というのか、お願いというか、液肥を使わないとか、粉剤を使わないとか。イモチの薬は絶対使いますから、そのへんもうちょっと指導する必要があるのではないかと。これからは液剤を使わないとか、そういう危険性あるものは使わない方向にいくとかいうふうな、そういった考え方でやらないと。農家もだんだん高齢化が進んでいますから、ヘリなんかを使わざるを得ないような経営に、作業体系になっていますので、そのへんはどうか。

富岡会長： 対策ということですか。

間宮委員： そうです。

富岡会長： そういう使ってない農薬が検出されることが今後も出てくるのではないかと。

間宮委員： そうやって決めて行きましょうというのはいいのですが、実際やるのにはもう少し突っ込んだ考

え方があっていいのかなと思います。

富岡会長： もしこれがどんどん出てくるとなると、ちょっとどうかという、そういう懸念のご意見ですが、何か事務局の方からありますか。

事務局： これまでの経過で行きますと、元々滋賀県では航空防除ということで、有人のヘリコプターであちこち空中防除で散布していたものを、それはあまりに飛散が大き過ぎて、道路とか車にかかったり、また家にもかかったりというようなことでの問題もございましたので、その航空防除を止めて、飛散の少ない無人ヘリコプターとか、あるいは地上防除に切り替えてきたという経過がございます。そういうようなことで、従来から比べますと、そういった飛散が少ない防除方法に現場の方は切り替わってやってきているわけでございますけれども、それを全く飛散しないように無人ヘリコプター、あるいは粉剤もだめだというような形までは今の状況では即座にはできないかと思っております。全然風がないときとか、そういった天候をにらみながら、飛散がしないようにというあたりで、それぞれの農業者の方にご注意いただくために研修会等を通じて啓発、指導していくということで当分は進めていきたいと思っております。

富岡会長： ほかに何か。吉田さん。

吉田委員： 有機のJAS認定を受ける場合は、そういう飛散の方も考えて、ガクブチ刈りというのもします。そこまでして徹底して、無農薬であるということを徹底していくわけですが、こだわり農産物の場合は、半分以下という、有機の基準と比べて甘い基準でやっていく中で、それはある程度割り切った基準を適用しないと難しいのではないかと思います。5割以下という基準は、先ほどのお話、成分が5割以下ということですので、量に関しては普通どおりだということで、あるところではライスセンターのところに米をもって行って、こだわりの米が入るのですが、その生産方法がいろいろ違うがゆえに混じってしまうと、農薬を測った場合には何成分も出てくるといふ現状もあるように聞いています。そこらへんをあまりにも追及しすぎていると、こだわり農産物自体の生産者に対するアピールとか面積拡大の障害になってしまうんじゃないかと思いますので、僕らはその基準値以下ということで、あまり追及しないで、残農薬検査の結果もそんなに細かいこと発表しないであくまでも農薬が通常栽培の5割以下という内容をアピールする方向にいった方が僕は無難じゃないかなというふうに思います。

富岡会長： ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。加工食品の方も含めて何かありませんか。ちょっと参考までにお伺いしますが、玉栄50というのは何ですか。

事務局： 「たまざかえ」という滋賀県の酒の品種です。

富岡会長： 加工食品についてはややこしいものはなかったということです。前に少しここで議論しましたけれども、ほかはないでしょうか。それでは次の議題にいきたいと思います。2番目、基本計画の進捗状況につ

いて、事務局から説明をお願いします。

議題(2) 基本計画の進捗状況について

事務局： 滋賀県環境こだわり農業基本計画進捗状況(資料P7～13)について説明

富岡会長： はい、ありがとうございました。環境こだわり農業を推進していくために基本計画が策定されており、その中で目標を設定されています。用意されている目標のほとんどで順調に進捗しているという、そういうことであります。この点に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。高島さん、どうぞ。

高島委員： 農産物の常設コーナーの設置店舗数ですけれども、その店舗以外でこういう農産物が販売されているというのではないのでしょうか。生協の場合ですと、共同購入というシステムがメインで、そこで様々な環境こだわり農産物を普及というか、販売しています。そういうのは、計算には入れてらっしゃらないかなと思いました。別に入れていただかなくてもいいですが。

事務局： 共同購入については、実績に入れておりません。今のところ量販店等で常設というのは販売コーナーを1カ月間、最低1カ月間以上ずっと継続して、環境こだわり農産物の販売コーナーを持つというのが常設店の定義としております。

富岡会長： 間宮さん、どうぞ。

間宮委員： 7ページで、農薬が減っているという話ですが、初中期一発剤とか凝固剤とか、この表示が平成19年度でトン表示になっていますが、トン表示だともっと減るのではないかと。成分ではそんなに減らないでしょうけども、3キロ剤から1キロ剤になって、一発剤になって、さらにジャンボ、フロアブル。重さ的にはもっと減っているのでは。そのへんはどうかという思いはあります。それから、続けてよろしいですか。9ページで、河川が透明になりましたよということですが、今後の対応として、「農業者として自主的かつ主体的に取り組む活動に対する支援を行う」ということが書いてあるのですが、これはあとから出てくることですね、それはわかりました。12ページで、一番下の方にリニューアルオープンする近江米普及啓発施設というがありますが、ここはどんな施設なるか教えてください。

富岡会長： 成分をトンで表す理由は、

事務局： 農薬には増量剤が入っていますが、その化学成分だけでいきますと、混合剤も1キロ剤も3キロ剤も農薬の成分は同じです。そういう意味では剤形がドンドン少なくなったからといって、それでこれが低くなっているということではなしに、実際の量で落ちてきているというふうにご理解していただきたいです。

増田委員： 今のデータはどこからのものか教えてほしいのですが、もとはどんなデータなのか。

永井課長： 農薬要覧ですね。農水省の統計データです。農水省がメーカーから各県向けの出荷量の情報を持っていて、その統計です。

事務局： 2点目の濁水防止の集落と防止施策の支援はということでございますが、これは後ほどのところでご説明させていただきますけれども、具体的に対策に取り組もういったところに、新しく来年から支援するといったことを考えております。それからリニューアルする近江米普及啓発施設ですが、これはご承知のように、琵琶湖大橋米プラザです。

間宮委員： はい、どうもありがとうございました。

須戸委員：これはお願いですが、使用されるデータでは5年平均の数値ですけども、できたら、毎年度の数値を併記してもらって、比較できるようにするといいいのですが。平均だと正確ではないかなという気がします。農薬と肥料とは、5年平均になりますから、逆に毎年どうやったかなというのがわかりませんし、3年前の話も2年前のデータも含まれているので比較が出てこないの、今はどうやったかなというのがリアルタイムでわかりません。それと家畜の排せつ物ですが、残りの20パーセントというのも具体的にどういうふう処理されてきたというの、わかっていけばよりいいと思います。

永井課長：畜産課の職員が出席しておりませんので、詳しいことは実はわからないのですが、びわこ条例をつくったときに、ほとんどの基幹施設については、堆肥化施設の整備をしまして、ほぼこの時点で大体100%に一旦なったのですが、こういう例えば乳牛ですと、1軒で15頭から18頭ぐらいの規模で生活ができたのですが、今最低40頭です。この間の動向に対して、施設の方の整備は間に合っているところと、間に合っていないところがあります。間に合っているところはそれでいいのですが、間に合っていないところはどのようにしているのかというと、まずは仮置きをして、田んぼが空いたときに耕地還元。あるいは耕地還元と称して放置するとか、そういったいろいろな方法がございます。一旦は昔のレベルで整備をして、その後の増加した部分について対応できないものがあって、これを何とかしたいなということで、今少しずつやっているところです。もうこの業界も相当お年寄りが多く「もうわしの代でおしまい」というような方にとっては、多額の施設投資をしたくないということで、あとの10数パーセントは、なかなか進まない状況にはございますが、少しずつ改善はしているというようには認識しています。

富岡会長： ほかにございませんでしょうか。吉田さん、どうぞ。

吉田委員： 環境こだわり農産物は、削減する技術といいますが、生産者に対してもプラスなところ、今のその堆肥を使うという部分に関しての指導とか、要件とかがあると、こういった堆肥の使用に対しても貢献できるのではないかと思います。それと、河川の透視度の部分でもそうですけども、濁水を流さないという削減の方

向ですけど、最近では、水をきれいにするような微生物とかもあると思うのですが。そういったプラスの要因で河川の透明度が高くなるようにもっていくような技術の奨励とか、そういったものがあればもっと加速度的によくなっていくのではないかと思います。

富岡会長： それはご意見ということでよろしいですね。

吉田委員： はい。富岡会長：ほかに何かございませんでしょうか。山田さん。

山田委員： 9ページの河川の透明度のグラフですが、経年変化と降水量と書いてあって、降水量のデータは全然ないままに、先ほどの透視度の問題は降水量と関連付けてのご説明があったと思います。これではちょっとそのへんの関係が読み取れないです。

事務局： これ実は、資料を作成したときに、その降水量を割愛しました。失礼しました。先ほどお話もございましたように、因果関係を言うのだったら、これは表示した方がよいですね。

山田委員： 因果関係はあると思います。

事務局： 降雨量の入った表もありますので、次回からはこうしたものも入れて出させていただきたいと思います。失礼しました。すみません。

富岡会長： ほかにございますか。無ければ次にいきたいと思いますが、よろしいですか。それでは、次の議題に移らせていただきます。環境こだわり農業にかかる制度の見直しについてです。事務局の説明をお願いします。

議題(3) 環境こだわり農業にかかる制度の見直しについて

「農地・水・環境保全向上対策」について

事務局： 今後の環境こだわり農業の進め方について(資料P13)および環境こだわり農業審議会におけるフリートーキングの要旨(資料P14～15)について説明

永井課長： ただいま国の制度の説明をさせていただいたわけですが、私どもが全国に先駆けてやってまいりました仕組みが国の制度として位置付けられたということで、私どもとしてはこの制度をきちっと積極的に使いながら、滋賀県の環境こだわり農業を精一杯努めたい、こういう方向で取り組んでいきたいと思っております。先ほど、この3月の県議会にも知事の方から積極的に取り組んでいくという考え方が示されたところでございます。国の情報が全部必ず来ておりませんので、なかなか、いざ県がどう取り組むのかということも形

だけでしか説明できないのですが、今後国の動向を見極めながら、県としての方向を見極めたいと思っております。ただ国の制度にのってしまおうとなりますと、わが県の制度を先駆的なモデルとしてつくっていただいておりますが、一定全国的な仕組みでございますので、全国一律の制度となった途端に私どももここまでやってきた、その地方の主体性はある程度制限を受けることにならざるを得ないとも思っております。国に対しては、地域には地域の事情、あるいは実態があるので、地域にとって使いやすい、あるいは地域の主体性を活かしやすい、そういう制度にして下さいというお願いをしているところでございます。やっぱりどこまでいっても全国の制度でございますので、この審議会としまして、この審議会で一生涯懸命議論いただいた地方の主体性というのは、ある程度犠牲にならざるを得ないというふうにも思っております。それから、いかに本県の制度を踏まえて、作り変えられた制度であるとしても、制度対象外になるところもでございます。例えば、国の助成制度でございますので、農振農用地という、国がお金を出して支援しようという具合に、今後も農業をやっていくという、そういう理念で行われるものに対しては、施策の対象となるわけですが、例えば市街化農地、明日にも転用されるかもしれない、あるいは積極的に転用していこうという、そういう農地で行われるものについては、一切の支援がないというふうになります。これは農政では半ば常識なのですが、私どもの環境こだわり農業は、農振地であれ、市街地であれ、出てくる負荷は一緒ですから、そこで行われる環境こだわり農業については、同じように支援していこうというふうな考え方で今まで続いてきました。国の制度に移行しますと、片一方はもうダメになる。なぜかという、先ほどのまとまり要件ですね。地域の中で孤立してポツンと環境こだわり農業をやっていただいても、私どもはこれだけの負荷が減ったということで支援していますが、国の考え方はやっぱり一定まとまらないと支援の対象にしませんという、これも制度上で線を引かれてしまいます。こんなことがありますので、おおかた今の環境こだわり農業、4,000haで試算をしますと、6割ぐらいはおおかた国の制度に乗っていけるだろうと。多くて8割ぐらいいけるのではないかと、水稻の場合ですね、そういうふうには思っておりますが、それでも今言いましたように、理屈上の整理をした経緯としては、本県は琵琶湖の負荷を減らそうと、あるいは安全な農作物をつくっていく。そういう意味ですから、市街化農地であれ、農振用地であれ、条例の趣旨からしたら、農地の区別なく支援するんじゃないかと。こういう議論が起こって当然ですが、今後国の制度の詳細がわかってからの話になると思いますが、こういう観点での議論も今後必要になってくるであろうと思っております。県が国の制度とほかに独自に直接支払をめぐる施策をどう進めていったらいいか。1つの大きな論点になっていくと思います。それから3つ目には、やはり全国的に減農薬・減化学肥料の農作物もたくさんできてまいりますから、産地間競争も大変激しくなります。私どもの方も、米で1割も増えますと、米の卸しさんからようやく認識していただけるようになりまして、一定の存在感がある程度あります。まだまだ野菜は足らなくて、市場だとか流通の皆さんには怒られているのですが、こうやって制度をつくりますと、どんどん増えるだろうと思っております。そうしますと、マーケティングの問題が当然出てまいります。ブランド化は一定量の量を確保しながら、1個1個で名前を浸透させるということでもございます。この制度を使いますと、質と量は一定確保いけるだろう、どんどん。そうしますと、もう1つのマーケティングの方は大変重要になります。18年度に新たにそういった考えを踏まえまして、マーケティングにも十分取り組みをしていきたいというふうには思っております。この点については、この審議会は大変さまざまなお立場、意見の方がおそろいでございますので、審議会としておおいにご意見を賜りたいなと思っております。以上申し上げましたような3

つの論点がある、これからあるのかなと、こういうふうには制度を見直していきたいと思っております。

富岡会長： 1番目の論点をもう一度お願いします。何でしたか。

永井課長： 1番目は、要するに国の方向に基本的に乗るといって考えているんですが、そうすると、地域の主体性はある程度小さくならざるを得ないなという、この議論がなかなか自由に県の立場だけでやれるのかな、全県的な制度という中でしか議論できないのではないかということが1つの論点になったわけです。

富岡会長： ありがとうございます。ということで、元々から19年度に向けて、18年度に制度の見直しをするということでしたが、19年度から国の新しい施策を導入するとするとそれにどうやって乗せていくかということ、あるいは乗らないところをどうするかという、こういう大きい問題が発生しそうです。今日初めてお聞きになった方はまだ制度が非常にややこしいので、すぐには飲み込めないかもわかりませんが、40分ぐらい時間をとって、今日のところはご自由に意見を出していただく。そういうことにしたいと思っております。はじめに、ご質問等あるかと思っておりますから、質問から出していただいて、あとご意見をお聞きしたいと思います。どなたからでもどうぞ。

間宮委員： 環境こだわりやります。国の施策に乗ります。滋賀県の制度はどうなりますか。

永井課長： ですから、国の制度ができれば、基本的にはそちらへ乗りたいなというふうに思っています。

間宮委員： 今の県のこだわりは、国の施策の中に入ってしまうのですか。

永井課長： 国の制度をうまく活用して、今の環境こだわり農業条例で定めているこの制度を国の制度を活用してさらに進めていきたい、こういうふうに思っています。

富岡会長： 国に制度ができたので、乗れるものはそれに乗りたいと。しかし、全部乗れるわけではなく、乗れないところが別個にでてくると。それをどうするかというのが、大きい問題であると。こういうことですね。いかがですか。田中さん。

田中委員： 国の施策とかというのが問題になっておりますけれども、私今水稻栽培者としてちょっと意見を申し上げます。米は売れない近江米というレッテルを貼られています。何で売れないのか。いろんなよその産地の米があるわけで、今環境こだわり農産物の米がなかったら、その土俵に上がれない。やはり県としては滋賀県の近江米は環境こだわり米という、こういうこだわった米があるということで、全国の産地との競争がさせてもらえるということで、この存続をしてもらいたいという希望を聞いております。国は国でそういう政策の議論をしたり、これは補助金の問題ですけれども、ブランド化にとってはやはり滋賀県にこだわり米が無かったら、もうはっきり言って太刀打ちできないという話を聞いておりますので、どのような政策が変わろうとも、米に関していろんなものがありますが、たちまち今こだわりを栽培している面積が増えています。それに対してもや

っぱりそれがあってこそ、何とか競争ができるのではないかと聞いておりますので、存続はしてもらいたいというような思いがしています。補助金の問題とかなかなか難しい問題ですけれども、隣に中央会の田村さんが来られていますが、米の評価についてはいろいろとあるようで…。

富岡会長： 今の問題ですが、直接支払いの部分と、それから認証の部分と2つありますので、国の制度というのは、直接支払いに関するものであって、全部そちらに乗り換えたとしても、認証は継続して残ると思います。はい、吉田さん。

吉田委員： この話を初めて聞いたときに、環境こだわりとマッチしているなど。そこで一番問題となるのは、その直接支払いの部分だということに思ったのですが、直接支払いがされる要件は、微妙に違う。一番問題になると思うのは、要件が共同活動、冊子の2ページになると思います。図がありますけれども、共同活動への支援の上に乗っている営農活動への支援ですので、この上にのらないとあてはまらないというのが、最大のポイントになるのではないかと。両活動への支援というのは、滋賀県の全農地の何パーセントがこの支援にのれるのかなという、その辺についてどのようにお考えになるのか。100パーセントのれるならまず問題ないかと思えますし、それが80パーセントや50パーセントというのであれば、同じようにはむずかしいかと思えますので、そのへんが一番ネックになると思うのですけど。

永井課長： 先ほど言いましたように、今の4,000ヘクタールを見て、ストレートに6割ぐらいいけるだろうと思っておりますし、がんばれば8割はのれるかなと。残り2割や何かといえば、市街化農地、これはダメですよと。それからもう1つは、村の中に1軒しかやってない方がある。大手の人は、例えば大きな人は大概大丈夫です。小さな農家がポツン、ポツンとおられた場合、これを集めてくると、大体2割ぐらいいけるかなと。今申し上げたように、今の4千ヘクタールから考えて、そんなに無茶なことにはならない。国の制度に大体のっていきけるのではないかなという思いを持っているのですが、数字については国の制度がはっきりした場合にもうちよって正確なシミュレーションができるだろうと思えます。

萩林技監： 今の永井課長が申し上げた見通しというのは、常に1階部分の話は横においてあって、その1階部分を前提として2階部分の環境支払をやるときに、それはそれでまとまり要件といわれる要件がついているわけです。そのまとまり要件について、どのぐらいいけるだろうかと。ですから、その今の暗黙の前提というのは、まとまり要件だけでみると8割、MAX8割ぐらいいけるだろうと。その前提というのは、その8割に対して1階部分は全部のりますという暗黙の前提なわけでございます。その吉田さんご懸念の、では実際のところ1階部分はどのくらい仕組めるのかということですが、これは1階部分についても、まだ国の方が19年度から本格的にどういう立場でくるか、あるいはどういう要件でくるかということが、はっきりしておりません。ですから、そこはなかなか確定的なところは申し上げにくいのですが、加えて、県および市町村の財政負担の話もございまして、例えば、仮に今国が2,200円の単価というのを、反あたり、1階部分について予定してございませけれども、それと同程度の金額を県および市町村が負担しなければならないとすると、例えば1万ヘクタールやるとすると、1万ヘクタール×単価2,200円になりますので、2億数千万かかると、県市町村あわせてで

す。これは現行の、現在の市町村の財政からみますと、かなり大きい金額でございます、そういう要件もございまして、今私がグジャグジャグジャと申し上げておりますような、ちょっと歯切れの悪い話に今のところなるわけでございます。ただ気持ちとしては、やはり1階部分でできるだけわれわれとして支援していかねばならないと、そういう気持ちを強く持っております。したがって、私ども含めて、2階部分についての議論でございますけれども、1階部分については、なるべく地方自治体、地方の特質と言いますか、いろいろな取り組みの実施ですとか、自然条件、そういうものがうまく反映できるような、そういう仕組みにさせてほしいという要望を国に対してかなり強くしていきたいというように思っております。その要望が通れば通るほど、1階部分について支援をしやすくなるというそんな状況でございます。なかなかストレートに吉田さんのご懸念に明確な数字をもって答えられないというのも、本当に申し訳ないことではございますが。

吉田委員： 要は、その1階の部分がないことには2階の部分が見つからないという制度だと思っておりますが、ということは、2階の部分は50パーセントしか、今の話、予算もないですし、厳しくしまして50パーセントぐらいですよというようにしますと、今の環境こだわり農産物の直接支払というのが現状と同じようにいかないというのが、もう明らかな部分だと思うんです。ですから、全く環境こだわり農産物としても直接支払いは残しておいて、国の制度は国の政策ということで別個でやるというようにしていかないと、おそらく今と同様な取り組みは農家さんはできなくなるだろうというようなことを思います。だから、まず一番のポイントとして考えられるのは、私たちが国にのっただけから、のっただけがなくなると、おそらく環境こだわりが減ってしまうというふうに思うんです。

莊林技監： その点もおっしゃるとおりでございます。私どもも、やっぱり県としまして環境こだわり農業が極めて高い評価をいただいていると。したがって、これはもう是が非でも続けていかねばならないと。一方でこれを長期的に続けていくためには、財政的な安定性も確保しなければいけないと。そのことを考えますと、すぐ国が直接支払制度を導入するというので、もうありていに申し上げると、なるべく国の金を使いたい。使えるところは使いたい。全部使えればもちろん問題ないわけではございますけれども、吉田さんがご懸念を示して下さっているように、今までの要件そのままいくと、どうしても外れてしまうところが出てくるかもしれない。そのときに、県単独の、もしくはこだわり農産物というのを何があっても残しておくのでございますけれども、環境支払の仕組みとしての県の制度をどうするかということが、先ほど永井課長もおっしゃいました1つの論点でございます。農家の方からすると、お金がどこからでてこようと、これはありていに申し上げて、あまり重要な話ではないだろう。そうしますと、おそらく農家の方からすると、国の制度にのれるところののって、のれないところはのれないところで県の制度にそのまま残せばいいではないかということだと思います。一方で県としての、例えば財政的な安定性を考えますと、やはり県の直接支払という、お金を出すシステムを残すことと、なるべく国の方の制度の国のお金をもってきたいということと、どこでうまくバランスをとるのか。そのへんは正直大変悩ましいところではございまして、そのへんにつきまして、国の動きをみながら、県として総合的にどういう戦略を立てていけばいいのか。そういうことについてもぜひこの審議会の皆様とご相談させていただ

きながら、考えていく必要があるなというように思っているところでございます。

富岡会長： 先ほど技監が1階部分、例えば1万ヘクタールという数字ございましたけれども、この数字に意味があるのでしょうか。

莊林技監： 1万ヘクタールは特に意味ではございません。

富岡会長： 私はもっといくのではないかと。3万とかね。要するに村仕事で溝掃除とか、農道の補修とか、そういうことですね、状況が。そうしますと、それで金がもらえるのだったら、たいていみんな申請してくださろうと。それが8割ぐらいと想定して議論した方がいいのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

莊林技監： そうですね。まだ国の方の今のところ示しておられるたとえば4,400円の単価というのも含めて来年度、18年度の実験事業というのをやることになっておりまして、全国で600地区で、とりあえず試しに1階部分についてやっていただくということでございます。本県は15地区予定してございます。したがって、19年度からの本格実施に向けての単価ですとか、あるいは対象経費については、まだはっきりしないというのがこの時点での状況でございます。ですから、19年度の本格実施に際して、今の実験事業と全く同じようなシステムを前提としていいのかどうか。私どもにもよくわからないところがあるのですが、仮に個人的に正直な感想申し上げると、同じような条件ですと、やはりご指摘のとおり、かなりの面積を想定するというのが自然じゃなかろうかと思えます。ただその際には、地方自治体の財源問題が大きく尾を引いてくるところでございまして、そのへんの地方財政措置が、どういう措置がとられるかということも、これはちょっと内輪の話でございますけれども。

富岡会長： それについては、交付税で面倒みると担当者が言っているようですが、いかがですか。

莊林技監： そういうことではなく、交付税で面倒みるというのは、それは先生、少なくとも18年度の実験事業については普通交付税で措置するとの話を聞いているのですが、19年度については少なくとも我々の知る範囲では決まった方針があるわけではないようです。普通交付税というので処置されるか、あるいはどんな交付税で実施されるのかということで、またかなり話は違ってはいます。普通交付税での措置よりも、やはり特別交付税の措置の方が地方自治体にとっては、はるかに手厚いと言いますか、そういう状況でございますので。

富岡会長： 生臭い話になってきましたが、皆さんからご意見ほかにございませんでしょうか。はい、増田さん。

増田委員： 先ほどの国の制度で、県ではしないということで、会長が認証制度があるかないかに触れられなかったのですが、1つかなり大きな違いは、県の場合は認証制度が、農産物の認証制度と直接支払があえて完全に連動しているということです。そこがこの制度には全くないのですが、そこについては、今の段階でど

のようにお考えでしょうか。

永井課長： 条例的な枠組みというのは変えるつもりはないです。直接支払いというものについて、ありていに言えば財源を振り替えると。国の金を使って、直接支払をしたり、こういう大変現金な考えというか、このように思っています。条例で定めた世界を特に変えないとは思っています。

増田委員： わかったような、わからないような感じですけど。問題は、今の県の制度にのっているけど、国の助成対象にならない部分が最低2割ぐらい残ってくるというところに、認証をどう適応しようかという問題と、直接支払をできるのかという問題があるのでしょうか。認証そのものから今の制度で引き続き全部やるだろう、直接支払については、別途考えないといけないなと、こういうふうに理解しておりますが。

永井課長： いけないというところまでまだ結論付けられないのですが、基本的には条例に基づいて、協定を結ばせていただいてその履行確認で認証していると。ここまではもうOKだと思います。今度は市町村の認証になりますから、若干条例上は対応が必要かなというふうに思いますが。基本的に、その市町村、あるいは県知事と協定を結ぶという世界が生まれていくはずです。そういうふうに履行確認をして、認証まで同じようにして、支払いという段に入って、国の制度を使うのか、県単独の世界を今後どう続けるのかという問題になると思います。

増田委員： もうちょっと勉強してきます。

富岡会長： 吉田さん、どうぞ。

吉田委員： 県の認証制度という面は、おそらく先ほどおっしゃっていましたが、このように全国的な規模になってきて、全国どこでもそういう減農薬、減化学肥料という商品になって現れてくるという中で、いかに滋賀県産を差別化するのかということにおいては、滋賀県の認証が得られているというその信頼のおける認証マークであるということをお負できることだと思うので、ぜひとも続けていただきたいなと思います。その認証制度のきちんとした位置づけがあるがゆえに、そういう国の制度も受けやすいというような仕組みにもっていただいたら、問題ないのではないかなと思います。その点においては、国に対してのるとか言わずに県独自でやっていただく。全部国にのるとするのはあきらめて考えていくという方向性をさせていただくのかなと思います。先ほど直接支払の部分で僕が理想かなと思うのは、二重にいただけるのがやっぱり農家にとっては理想だなというのがあって、今の制度がありつつ、また国からもこんな制度があるからというのが、理想は理想ですけど、おそらくそうはいかない。ここの計算式でいくと、5,000円というのが上限、今の計算式でいくと上限のその5,000円の中身をどう割るのかという話になるのかなというふうに思います。国からの部分は3,000円で、県のこだわりの認証のやつが2,000円とか。そういうようにすると、先ほどのもらえない地域であったり、2割の、こだわりのやつも2割の部分に関しては、2,000円だけ県から出ますというような、何段階かに分けた直接支払というものがあると、それなりに納得しながら取り組めるのではないかなということをお思うのですが、いかがで

しょう、その件に関して。

莊林技監： まず吉田委員の無理だろうおっしゃって下さいました、ダブルで支払う件ですが、これは無理だと思います。一番はやっぱりWTOのグリーンボックス削減対象になるとと思います。削減対象にならない条件として、追加的な生産費、低農薬、減化学肥料ということによって、追加的な生産費を財政支出するなら、それは削減対象にならないと。それ以上出すのは削減対象になりますので、ダブルでもらいますと、対象になると。2点目の、例えば最初のその5,000円が、基本5,000円という単価でできたとする、国の補助金がもらえるところは、国と県あわせて5,000円。国の補助金がもらえないところは、その国の補助金がもらえるところへの県の持分を県単制度として残してということだと思っております。その点についても、いろんな観点でおそらく議論しなければならないかと思っております。1つは農家の側から、農家の方たちの側からすると、たまたま国の要件にのるところは5,000円。国の要件にのらないところは、例えば2,000円なり、2,500円。ということが本当に納得いただけるのかどうか。琵琶湖に対する水質保全という観点からは、全く同じことをしていただくわけですが、たまたま国の制度に条件的にのっているところだけが大きくお金をもらえるということを実際にご納得いただけるのかどうか。というようなことがさまざまあると思っておりますので、なかなかこの段階で、先ほどからご懸案いただいたことについての方向性についていろいろ検討するのは難しいのではないかと思います。ですから、やはり県、あるいは市町村の財政の話、農家の皆さんからの受け取られ方の話、水質保全の効果という話、そのへんを統合的に勘案して、県の今のお金を払うという意味での仕組み、その辺を総合的に勘案しながら、仕組みを単独で維持すべきか、維持すべきでないか。あるいは若干変形していくべきなのか。この辺については、まだ引き続きのご議論をいただくという、そういうようなことではないのかなと思っております。

富岡会長： 須戸さん。

須戸委員： 意見ですけども、1点目は国の制度が環境保全対策の支援でなくて、1階部分までだったら、国がこういう環境こだわり農産物認証制度でいいますと、国が認証するというふうな部分があるのか。今の環境こだわりを大枠で言えば、地方独自の制度、あるいは環境負荷の削減ということ、また結構県も、さっきのマーケティングにかかわるということで、本当にいろんな幅がある。それから、滋賀県は違うというようなことが出ていけるのかどうかということがあります。A3のやつで見ていると、品目横断的な経営安定対策があって、今大綱が新たに制定されて、車輪の両輪として農地・水・環境保全向上対策があるんですけども、表裏一体の方の米の生産調整支援策の見直しというのは、これはどういう意味で書かれているのかというのをちょっと知りたいと思うのですが。

莊林技監： 国の環境支払いの導入についてございますけれども、基本的に国が環境支払制度を導入すること、減農薬、減化学肥料5割の農家に対して、一定の経済的な助成を行うということを決めたのであって、それに対し、そのトータルで、それを何何米というような認証をするというものではないのだと。そこまでは考えていません。したがって、先ほどから申し上げておりますが、本県としてはせっかくブランドに、皆さんのご努力のおかげでブランドになってきている環境こだわり農業、環境こだわり農産物という、この制度は絶対堅持す

べきものだというのが、基本的な立場ということです。ですから、国が日本国環境こだわり農産物とかいう認証制度をつくって、われわれがそれに飲み込まれてしまうことは基本的にはないかというように思います。したがって、おそらくほかの県も同じような名称をそれぞれつけてくる可能性はありますので、そういった観点で先ほど永井課長がおっしゃいましたように、ほかの県との競争が始まるわけでございますけれども、われわれはあくまでこの滋賀県環境こだわり農産物、これを守っていこうというのが基本だと思います。2点目の表裏一体でございますけれども、なぜに表と裏か。これは生産調整についてあまり詳しくないので間違っていましたらどうかご指摘をお願いいたします。まず今回の品目横断対策。これはご承知のように、2つのパーツから成っているわけでございます。1つは、国内の生産費と国際価格、この差を補填すること。もう1つは、毎年毎年の収量が変動いたしますので、その変動を保険的に均すというものでございます。前者、生産費の格差是正についても、米は対象にしておりません。どうして米は対象にしないかということ、米は関税で守っておりますので、価格差というのが国内市場で顕在化いたしませんので、今回の対象からはずれております。後者の収入変動に対しては米も対象にするわけでございますけれども、これについては、例えば本県で対象になるのは、麦、大豆などの転作になるわけでございますが、それと表裏一体とされております米の生産調整支援策の見直し、これは文字通りその米の生産調整分をどうしていくかと。なるべく地域あるいは生産者の自主的な取り組みによって施策として成し遂げていくということでございますので、麦、大豆に対して生産地格差を考えず補填するという形と、米の生産調整というのは、まさにコインの裏表であると。米の生産調整支援策の見直しというのは、例えば本県を事例にしますと、水田でつくる麦、大豆をどうしていこうかという話と思います。今回の品目横断的経営安定対策は、本県を事例にいたしますと、転作の麦、大豆に対する支援と。ですから、どっちが表でどっちが裏かはともかくとして、米づくりという話と先ほどの麦、大豆という話。それぞれに対する違った形の支援と言いますか、そういったことで表裏一体というふうに呼称していると思うのですが。

富岡会長： 施策に関連して、次にお聞きしたいのですが、麦、大豆の転作奨励のための施策を引き続き、別途行われるという、こういうふうに理解してよろしいですか。この品目横断的に全部吸収されてしまうということではないのですね。

永井課長： 品目横断は、いかにつくるかということです。少数の担い手、この農家に国内生産をほとんど任せてしまう。その代わりに、少数の農家に対しては、国家が所得保障する。こういうふうにするのが、品目横断です。生産はこのようににします。少数のこの農家がほとんど生産を担っていくための、この品目横断で、その代わりに、生産調整の部分をこっこの表裏一体の生産調整施策、こっこのでやります。これはプロ農家以外も含めて、前年よりもできるだけみんなで生産調整の世界をつくっていくということで、産地に対してこだわりを見直されながらも今後ともこの対策をやっていくということです。

富岡会長： 生産調整奨励施策は残るということですね。

永井課長： 残ります。

富岡会長： 増田さん、どうぞ。

増田委員： 念のための確認ですが、7ページの国による支援の水準という、2,200円というのは、これは要するに1階部分だけについての支援策であるということで、今の議論、今まで議論しているのは2階部分についての負担をどう考えるかというように、この部分はもう一つの支援であると考えていいと。 莊林技監：そうでございます。2,200円はあくまで1階で支援される国費、しかも先ほど申し上げましたように平成18年度の実験事業の単価ということでございます。

増田委員： 先に二重支払の話がありましたけど、これについては今まで全くやっていませんから、これは問題ない。その上で現在取り組んでいる環境こだわりの直接支払が実は2階部分だから別途考えるということ。こういうことでよろしいですね。

莊林技監： そういうことでございます。ですから、1階部分については先生ご指摘のように全然県として施策をうっておりませんので、実施するところについての違いのある2,200円のところについてはこの金額。今後はこだわりの制度として下に書いてありますように、地方公共団体も応分の負担する必要があるわけでございます。2,200円をくれるだけならいいわけでございますけれども、2,200円くれると同時にわれわれも2,200円プラスという。

富岡会長： 逆に言いますと、農家が4,400円になるという。

莊林技監： 農家といいますが、地域、集落がイメージにあるということでございますが。

富岡会長： ちょっと確認したいのですが、今環境こだわり農業で使っている2億円の中から、それをまかなうという考え方なのか、全く別の政策なので、こだわりは県の負担オンリーでやる。新しい制度は別途用意してきて、環境こだわりに使っている2億円は2階部分で使えると。そういうふうに理解していいのか。

莊林技監： この点についても最終的に国の制度が19年度どうなるかで、また県単の今の環境支払制度を維持するかどうかによって、財政的な意味合いがかなり変わってきますので、なかなかそのへんについてもここでは申し上げにくいのでございますが、例えば、単純な計算をいたしますと、今2億5千万円で、ここの2階部分を県独自でやっておるわけでございます。仮にこれを全部交付金、国の制度にうまくのりかえられたとしますと、1億2,500万円、県の持ち出しは減るわけでございます。一方でこれを全部のりかえるためには、4,500ヘクタール以外にも1階部分をやっているわけですが、4,500ヘクタール分が全部上にのりかかるように1階部分を整えないといけませんからそれにどの程度の金が必要か。4,500ヘクタールに対する1階部分が4,500ヘクタールなら簡単ですが、もっと幅広くなりますのでそうするとそのトータルの例えば県にとって金勘定がいくらになるのかというのが、なかなかこの段階でうまく予想しがたいところです。県の財政にとってどう影響するか、詳細な分析が必要と思っております。

富岡会長： 谷口委員の代理の方。

谷口委員(代理)： 代理で出ております、中央会の田村と申します。現在 18 年度までは滋賀県の認証制度として環境こだわり農産物を作っていたいておりますし、19 年以降作っていただくというふうには農協も考えております。直接支払については、今金額で 19 年産のお米なり、19 年度から変わるよというふうになりますね。例えば、私田村、となりは田中さんですけど、名前を借ります、外側だけ名前を変えて、同じ環境こだわり農産物というシールを張って売っていますが、田村については直接支払いができなくなりましたよと。例えば、地域で小規模でやっているところとかには、それをしっかりと 19 年産からこうなりますよというのを言っていないとダメなのです。そうしたときに、嘘つけないですね。われわれ農協としては、認証とか、そういった制度の仕組みの確認作業責任者とか、そういったところも関与していますので、国の制度がどう変わろうとも、こうしていきますというのを言っていた方が一番ありがたいなというふうに思っております。なかなか難しいことですが、こういった地域や農業者の方に、もちろん県民の皆さんに税金をいただいておりますので、全体の予算枠とか、そういった財源の話も必要なことですし、1階部分と2階部分とか、そういったご議論の中で決めていかないといけないことがいっぱいあると思います。農家の方に 19 年産からこういうふうにしてもらう。例えば、少しずつ面積が、例えば1町つくっておられる方が3反やったよと。これなら1町でもできるかな。もう倍にしてみようというふうに拡大されている。例えば吉田さんとか田中さんのところが、面積で全部環境こだわりやることはちょっとリスクがあるけれども、だんだんこれやったら増やしていけるかなというような形で取り組んでいただけて、個人としてもそこそこ大規模であればいいのですが、「おまえもやってみーひんけ」と声をかけられた小規模の農家が直接支払いはないという話で、ただ技術的にきちっととれるものもとれるし、販売面も有利になるよと。スタンダードということもずっと言われておりますので、そういった説明が 19 年のお米のスタートをする間際、ですから米づくりが土づくりから始まるのであるとすれば、国の制度が夏決まる、そのとき麦を植えると同様ぐらいにお米のことも考えていかないといけないということもありますので、そうした時期的には大変難しい時期かもしれませんが、こういったご議論が農協の方から農家へとか、県の方やここから農家の方へ説明をして納得してもらえる時期に、何とか滋賀県としての独自の方向なのかもしれませんが、決めていただけるとありがたいというのが1点。それから市町村が認証をするということになりますと、これまでは県がやっています。私どもも県域で活動を行っていますが、今東近江地区と湖北地区は順調に伸びています。ただ湖東地区とか、そのほかの地域でなかなか伸ばしにくい地域もあるようなことをちょっと感じております。この原因は、分析をしてみないとまだわかりませんが、県のこだわり認証制度、それを市町村におろすわけですよね。全体の面積的にも量的にも拡大しているときに、地域差ができるのは、何とか解消したいなということをおもっておりますので、そういうような市町村におりたばっかりに、またちょっと懸念しないといけないことがないように、また県の方としても、きちっとご指導いただき、私どももがんばっていきたくと思っていますけど、懸念しなくてもいいような仕組みを作っていただければありがたいわけです。あえてご要望、ちょっと感想みたいなことを含めて申し上げます。

富岡会長： 今のところで契約は市町村で行われますけど、認証は県ということですね。このへんが1つです

ね。1番目に関連して、ちょっと確認しておきたいのですが、すでに5ヵ年契約で、契約している部分についてですね、19年度から国の補助金をくれないところはもう切るということはできないと思うのですが、そんなことは考えておられないのですか、極端に。

莊林技監： いずれにしる基本的にそんなことがあってはならんというふうに思います。ただいずれにしる繰り返になります、国の最終的な制度がどういう形になるかに応じて、その上で戦略をたてる必要があると思います。ですから、ちょっとこの段階で断定的なものいをするというのが大変難しいわけでございます。あえて断定的なものいを避けているということが制度にのれないということについて、途中で中止するということを我々が想定しているように思われると、それは全く誤解でございます。やはり国の制度が出てきて確定して、そこで初めてきちんとした議論ができるという意味合いで、今断定的に申し上げられないということをご理解いただきたいのですが。

富岡会長： ということで、時間がなくなってきました、今日のところはこのへんにしたいと思いますが。

永井課長： 今の件に関して、この制度を始めるときに、次年度の作付けにやはり参考にしてもらわなくちゃいけないということで、今回、今議会ですと3月の23日が議会の最終日でその日に予算が決まりますから、ここで発言をします。それまでに農家の皆さんに本年度支払いしますというようなことを言ってしまうと議会軽視といわれる。制度がスタートするときには、そういう情報をあらかじめ皆さんにお知らせする必要がありますから、議会に十分説明をして、こういう事情で先に情報を出してもいいですかというご了解をいただいた上で出します。前回の直接支払制度導入の時もそうです。したがって、19年の見直しについても同様の考え方で、次年度の作付けにある程度間に合う形で情報をお伝えできるように、具体的な検討やら議会の了承を得ることやら、そのへんを進めたいと思っております。

富岡会長： 時間がなくなってきましたので、手短にお願いします。高島さん。

高島委員： 消費者の立場から言わせていただきますけれども、環境こだわりでそもそも県内にたくさん広がっていけば、消費者もメリット、環境にもメリットということからスタートしたと思っています。それは今回の国の制度には入っていないのですが、環境こだわり農産物には、こういう現状をクリアしないといけないとかいう話になってくると、最初の目的とは違ってくるのではないかと思うのです。それと消費者側から言うと、環境こだわりが安定するまでには、生産の方に支援するというのはいいのですが、次の段階では消費の拡大の段階にも出すことを考えて欲しいですね。例えばシールがいっぱい張ってありますけど、いくつか集めていって、それが集まったら特典がというふうな形で、恩恵がグルグル回るような仕組みみたいなのを考えていただいたら、消費の部分も伸びて安定できると思います。そのようにまた考えてみて下さい。

富岡会長： それではまだいろいろ言いたいこともあるかもしれませんが、国の方の情報もまだ確定的ではないということで、このあと6月、8月の審議会ですらにこの話を続けていきたいと思っております。ということで、今日

はこれで終わらせていただきます。次の議題に入ります。4番目は報告です。議題としては以上の3つです。事務局側から報告事項があります。さらに委員の皆さんから何か意見、議題として取り上げて欲しいというものございましたら、お願いいたします。ございませんか。

田中委員： もう時間が済むのに申し訳ないですが、直面している話も皆さん聞いてもらえないかという感じです。確かに農家も厳しいです。実はこの2月の上旬に甲賀の指導士会で研修に行って、その中で出た話題を2点ほどお聞き願えないかこう思っております。甲賀市においても、給食にこだわり野菜を使えということが市長自らの提案で始まり、使ってもらっていました。ところが、品物はブロッコリーでした。そしたら1匹の虫が見つかった。それを家に帰って母親に言ったそうです。そしたら母親が猛抗議と言うか、給食センターへ言ったのか、おそらく学校に言ったのか、生産者へは声が届かなかったです。実は2年前にもありまして、私が副会長しておりましたのでその時は把握していたのですが、あつどのように始末をつけたのか、わからなかったのですが、バスの中でその話を聞きました。それからよく考えたら、使う量が減ったなという感じでした。そしてもう1点は、甲賀市のとある大農家での話ですが、冬の間 하우스でイチゴを作っています、毎日。それが1月のことでした。隣に伴谷保育園というのがあって、毎年子どもたちに喜んでもらうために招待をしていました。そしたら、今年はイチゴを食べなくなった。「なんでや」ということで聞いてみると「親がいいというものしか食べさせられない。」こう聞きました。すべてに疑いをもっているわけです。出荷している一番高いときのイチゴをそのまま持って帰ってジャムにして食べるということ聞いたそうです。これもお母さんですわな。お母さんが悪いとは言わないけれど、今そんな状態です。だから、その対策とかそんなことはなんですが、私もただ毎日ものをつくり喜び、また買ってもらえて感謝はしていますが、周りが変わってきました。当然、橋本社長もおられますけれども、白菜のつけもんですら中に虫があつたら、もう一発ノックアウトですね。残留農薬、それ確かに消費者に言われることはよくわかります。だからまた虫がわく。そして今日もたたかれる。色の悪いブロッコリーだったら、また食べない。そしたら私もその聞いたところが、研修に行ったところが、若狭の「御食国」と書いて「みけつくに」と言って、食文化館、ここへ視察に寄せてもらったのですが、この中に行かれた方がございますか、小浜市です。そこで研修を終えて帰ってきたのですが、やはり子どもたちが小さいときから食の教育ですか、食育ですね、それを手がけておられる。私も柏木小学校の近くで農家をしています。今現在建っている体育館もホールも運動場も私のほ場でした。当然もう18日卒業式も家で聞いてました。

富岡会長： 途中ですが、時間がありませんので手際よく、手短にお願いします。

田中委員： やはりこの環境こだわり農産物も子どもたちにも知ってもらいたいなという思いでございます。大人に知ってもらうよりもやっぱり子どもたちに知ってもらいたいなという思いがあります。えらい長々しゃべりまして申し訳ございません。

吉田委員： たくさんの田んぼを認証してもらうのに確認責任者がかかわってもらうのですが、詳細確認は全部で行われていない。これを進めていくのは、これから面積が拡大する中では困難であるということをおっしゃっていたので、環境こだわりは直接支払いという制度でお金はあるけれど、この確認のされ方には全くそ

という部分はないので、何か考えていただきたいという要望のお話です。

富岡会長： 今の確認責任者の問題。別に答えてもらわなくてもいいと思いますが、そういう問題があったということで、それから食育の問題ですね。

事務局： 1点目の食育の関係で、たぶん次のとこで少し答えられる分があるかも知れませんが、2点目の吉田さんの確認ですね。これはやはり私どもの方も検査、認証という、ここが一番信頼の根幹でございますので、ここの部分はこういう制度を単なる事業でなくて、安心、安全という観点から、これはきちっとやっていくということです。そのあたりはこれからいろいろとご相談させていただきますので。

富岡会長： はい、ありがとうございました。それでは最後の、これは報告と思いますが、平成18年度環境こだわり農業推進関連事業予算について、事務局からご報告します。

報告事項

事務局： 平成18年度環境こだわり農業推進関連事業(資料P16～29)について説明

富岡会長： はい、ありがとうございます。ただいまのご説明に対して、ぜひ聞いておきたいということがあったら、しばらく、時間は限られますけども、何かございますか。

問宮委員： 21ページの地域での食育で、下の方に右側の生活習慣病のための食文化創造に伝統食を活かした料理創作というのがありますが、これはどういったことですか。下に書いてあることとあんまり生活習慣病とあんまり関係ないように思います。それから、24ページは集落ぐるみのカッコ書きの右側、ショットガン湛直機がまだ売っているのかどうか。これはあんまり人気がないから出てないように思いますが。

事務局： 1点目のご質問でございますけれども、生活習慣病等とは、直接関係はありませんが、いわゆる個人の食生活の偏りなどのこういった生活習慣が非常に生活習慣病の大きな原因であることから、これは健康福祉サイドの取り組みですが、本当に食品そのもののあり方、摂り方、そうしたところを中心に、食生活の見直しと地域の振興ということで、事業化されているものです。

問宮委員： 何を食べるのですか。

事務局： これは私も健康福祉部の事業ですので、詳しくは把握しておりません。すいません。もう1つは、担当からお答えします。ご質問のあったショットガン湛直機ですが、おっしゃいますように、特に人気があって皆さん大量に導入されているというわけではないです。県の方で濁水を削減するための技術として、指針を定めておりまして、その中で使う機種としてここにあげております7つの機種のうちのひとつです。それを導入され

るにあたっては、濁水軽減に効果的な営農の取り組みですよということで、補助いたしますということですので、必ずこのショットガン湛直機を導入しなければならないとか、そういう意味ではございません。実際売っているのかということですけど、これ実際販売はされておるんですけども、人気があるかどうかまで、私ちょっと把握しておりませんで、あくまでも濁水を軽減する技術に必要な機種として支援の対象にしておるということでございます。

富岡会長： はい、ほかに何かございませんか。

間宮委員： いろんな事業報告がありました。この環境こだわり農産物とのどういう関係であるのか。審議会では今後何か審議していく内容なのかというあたりをご説明いただけますか。

富岡会長： これは次第にある報告で、今やっております。

間宮委員： 報告ということですか。

富岡会長： そうです。

間宮委員： わかりました。

富岡会長： ほかにございませんでしょうか。それでは以上で今日の議題はすべて終了しました。若干時間超過しましたがけれども、議事進行を終わります。それでは事務局の方に返させていただきます。